

アルケイアー記録・情報・歴史
第五号 二〇一一年三月 一―二五頁
南山大学史料室

大学アーカイブズ「新時代」

菅
真
城

The “New Age” of University Archives

KAN Masaki

archeia: documents, information and history

No.5 March, 2011 pp.1-25

Nanzan University Archives

大学アーカイブズ「新時代」

菅 真城

はじめに―自己紹介に代えて―

大阪大学の菅でございます。きょうはお招きいただきましてありがとうございます。座って報告させていただきます。さきほど御紹介いただきましたように、私はいま大阪大学文書館設置準備室というところに勤めております。勤め始めたのが二〇〇六年一〇月のことです。それから長らく準備室で、一体いつ「準備」が取れるんだとよく聞かれるんですが、何とか来年度中にはそれを取りたいと思っております。それから、平成二四年度には公文書管理法に基づく国立公文書館等の指定を受けたいという腹積もりでおります。

「はじめに」というところで、「自己紹介に代えて」と書きましたので、簡単に私の自己紹介をしたいと思います。大阪大学に勤める前は広島大学の文書館というところに勤めておりました。広島大学文書館に勤める前の所属は文書館設立準備室というところで、二つの国立大学の文書館設立準備に関わったのは多分私が初めての人間ではないかと思えます。その設立準備室の前には何をしていたかというと、広島大学五十年史編集室ということで大学史

の編集を仕事としておりました。そのように言うと、私はもともと日本教育史や日本近代史の専門家かと思われるかもしれませんが、大学院のころ何をやっていたかという点、日本古代史、中世史、平安時代の歴史を中心に古い時代のことをやっておりました。それがたまたま大学の年史編纂に携わるようになって、現在に至るということになります。

したがいまして、きょうはアーカイブズという言葉を講演タイトルに入れておりますが、アーカイブズを学生時代から専門的に勉強してきた人間ではなく、歴史をやっていた人間が大学史の編纂をやって、その後大学文書館に関わるという、いわば典型的なコースをたどってきた人間かなというようにも思われます。アーキビストとして専門的な教育を受けてきたわけではありません。中島康比古さん、この方はもともと日本近現代史の政治史などを研究されていた方で、いまは国立公文書館にお勤めの方ですが、彼は自分のことを「ベイビー・アーキビスト」だということ、アーキビストとしての専門教育を受けずにアーキビストになっているというようにおっしゃられたことがあります⁽¹⁾。かくいう私もベイビー・アーキビストでございます。

このベイビー・アーキビストは何が困るかという点、こういう史料室の講演会に来てくださる人だったらまだ話は通りやすいんですが、一般の人に自分が何をしているのかということの説明するときに、なかなかわかってもらえないというもどかしさがございます。大学に勤めているんだよと言うと、何学部ですかと言われる。広島大学時代に、国立大学というのは変なところで、昔は何とか学部に張りついて一応所属にはなっていますが、実際の仕事は五十年史編纂とか、そういう立場にいたことはありますが、基本的に学部には所属したことはありません。専門は何ですかと言われる、大学院のころにやっていたのは日本史ですと言うと、皆一応納得してくれるんですが、文書館とかアーカイブズ学をやっていますと言うと、「何ですか？それ」と言われます。

ただ、アーカイブズという言葉は最近いろいろなところで結構使われるようになってきているだろうと思います。例えばNHKアーカイブズというNHKの古い番組を放送する番組がありますし、そのセンターが埼玉県のほうにございます。アーカイブズと濁らないのはNHKが勝手につくった造語なんです、そのようなものもありますし、例えばGoogleなどで「アーカイブズ」を検索すると非常にたくさんさんの記事が出てきます。ブログの過去記事などはアーカイブというようなコンテンツに収められているんですが、私がここで問題にしているのはそういうことではない意味でのアーカイブズです。そういう意味で、アーカイブズという言葉は割と一般に知られるようになったんですが、まだ認知度は低いのかなと思っています。

『文書館用語集』⁵⁾という辞書でアーカイブズという言葉を引きしてみました。この訳も現在ではいろいろ異論もあるかもしれませんが、ここでは①史料、記録史料、②文書館などというような意味をあてております。文書館で記録史料を保存しているわけですから、文書館そのものがアーカイブズであり、そこで所蔵されている資料のこともアーカイブズなのですが、きょうの報告では②の文書館というような意味で使いたいと思います。ただ、私はこれを「もんじょかん」ではなく「ぶんしよかん」と読みたいんですが、そのことについては深く立ち入らずに「ぶんしよかん」と呼ばせていただきます。

アーカイブズといいますが、欧米では二種類のアーカイブズがあるようです。一つはinstitutional archives、もう一つはcollecting archives。日本語に訳すと機関アーカイブズなり、組織アーカイブズというように訳されるのがinstitutional archivesです。これは「親機関によって作成ないし受理された記録を保管する場」です。これは古賀崇さんによるアメリカアーキビスト協会の用語集の翻訳です。一方、収集アーカイブズというのがあります、それは「親機関ではなく個人、家族、組織から資料を収集して保管する場」⁶⁾であるということで、アーカイブズにもこ

のような二種類があるんだということのを頭に置いて、これ以降の話を書いていただければ幸いです。

一 公文書管理法を知っていますか？—アーカイブズ「新時代」—

それでは本論に入っていきます。

「公文書管理法を知っていますか？—アーカイブズ『新時代』—」と書きましたが、公文書管理法という法律が二〇〇九年七月一日に公布され、来年（二〇一二年）四月一日に施行予定でございます。この会場にお越しの方で、公文書管理法、正確には「公文書等の管理に関する法律」といいますが、こういう法律について御存じの方、こういう法律があるということを知っている方はちょっと挙手していただけますか。ありがとうございます。やはり非常に少ないですね。

アーカイブズに関わる我々にとつて、これは画期的な法律だなと一瞬思いましたが、実はそうではないというお話もちょっとしておこうと思いますが、この話を深くやると時間をとってしまいますし、レジュメでもう一つ「公文書管理法と国立大学法人」という資料をつけております。私の職場で出しております『準備室だより』に以前書いた原稿ですので、後でこれを御参照いただければいいかとは思いますが、⁴数年前から年金記録の問題とか自衛艦の記録が破棄されているとかという、不適切な文書管理の問題が社会的な問題となりました。これらがきっかけとなって公文書をきちんと管理しようというのが、福田元総理の肝いりの下で進んできたわけです。

第一条のところではその目的が書かれています。長いですが目的条項だけ読んでおきます。「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的

資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする」。非常に長い文章なので読むほうとしてもちよつとこなれていまいかなとは思いますが、ここで言っているのは、公文書はつくっているお役人さんのものではなく、国民の共有のものである。財産というと財産分与権を主張したら困るということ、共有財産という表現ではなく、共有の知的資源という言葉になったようですが、そういう存在であり、公文書をきちんと管理しなさい、現在だけでなく将来に向けてもきちんと保管するためにはアーカイブズもいりますということを言われている法律であります。

私は大阪大学という国立大学法人に所属しておりますが、この公文書管理法では国立大学法人は独立行政法人等の中に含まれますので、国立大学はこの法律が適用される存在です。一枚めくっていただきましたら、第十一条第四項ですが、私が所属している国立大学法人をはじめ独立行政法人等の職員が作成とか受理した事務文書のことを法人文書と申しますが、それは行政文書に準じて厳密に管理しなければいけないし、保存年限が満了した場合は廃棄するか、国立公文書館等に移管しなければいけないということになります。また、第三十四条では、地方公共団体の責務ということで、努力義務規定ですが、地方もこの法律の精神にのっとりやってくださいというようなことが書かれています。

すなわち、この法律ができたことによって厳密な文書管理が求められるようになったわけです。公文書管理法という法律は御存じなくても、情報公開法や情報公開条例は御存じの方が大多数だろうと思います。いままでの文書

管理は、この情報公開法のつけたしのような形で規定されていますが、それがきちんと法律上規定されるようになりました。地方においては今後、条例化が進んでいくのではないかと思います。

これをきちんとやろうとすると、各大学にはそれぞれの大学のアーカイブズがないといけないということですが、「なければならぬ大学アーカイブズ」であろうということで、私なども準備室の「準備」を取って文書館にしなければいけない、文書館をつくらなければいけないという説明にこの法律なども使ってきました。アーカイブズ関係者にとってはこういう法律ができるのは待望のことでありましたし、薔薇色の法律かな、我々業界にとっては追い風かなと思っていました。

しかし、法律の次に政令やガイドライン、利用規則などという細かい案が出てくると、この法律がザル法として使われるのではないか、現実ではこの法律の趣旨は全うされないのではないかと強く感じるようになっていきます。特に国立大学にとっては、保存年限が満了した文書は国立公文書館に移管するか、もしくは自前でアーカイブズをつくってそれを内閣総理大臣の指定により国立公文書館等という組織にするかという選択肢があります。しかし、国立公文書館に移管するというのは、国としてはそういう道は考えていないということです、内閣総理大臣の指定による国立公文書館等になるためにも非常に高いハードルがある。ということは、この法律ができたことによってかえって文書の廃棄が進むのではないかというような危惧をいま抱いております。しかし、この法律の趣旨はやはり大事なものであろう、その趣旨は尊重しなければいけないだろうと思います。運用面の問題点は実務の問題として解決していきたいと思えます。

もしかしたら永井（英治）先生に言われて図書館司書講座関係の人がいらっしやるかもしれないのでつけ加えますが、衆議院の付帯決議「一部の地方公共団体において公文書館と公立図書館との併設を行っていることを踏ま

え、これを可能とするための支援を検討すること」（参議院の付帯決議にも同趣旨の文章がある）ということ、今後、図書館と公文書館がどんどん近接していくだろうと思います。ですので、図書館関係の方もこの公文書管理法に無関係ではいられない時代がやってくるんだということを頭に入れておいていただければと思います。

岡本信一さんというのは内閣府の公文書管理課の参事官をされている方ですが、公文書管理法ができてこれからの時代を公文書管理「新時代」と言われています³。確かに新時代であろうし、新時代だというようにしなければいけないだろうと思います。そうなりますと、これからは私のようなベイビー・アーキビスト、歴史家だけでなく、例えば情報のデジタル化や資料の検索システムに対応できるとか、多様な人間が必要になってくるのではないかと思います。

二 大学アーカイブズのあゆみ―「新時代」まで―

時間の関係もありますので、「二 大学アーカイブズのあゆみ―『新時代』まで―」のところに行きたいと思います。大学アーカイブズのあゆみについては、まさに「大学アーカイブズのあゆみ」という論文を桑尾光太郎さん、谷本宗生さんが共著で書かれています⁴。詳しくはそちらを見ていただければいいんですが、五十年史とか百年史という大学史の編纂から大学のアーカイブズ、大学の史料室や図書館というようなものができてきたというのが、事実としては押さえられることだろうと思います。それに加え、国立大学の場合ですと、情報公開法が大きな契機になったと思います。情報公開法によって現用文書が情報公開されることになると、過去の文書については放っておいてもいいのかというようなことになって、国立大学では法人文書をきちんと扱おうというようになってきたと思

います。すなわち、単なる大学史の編纂だけではなく、ということでは

これも有名な文章で、寺崎昌男さんとおっしゃる日本教育史、大学史の大家、東京大学百年史を編纂されて、その後東京大学史料室をつくられた方が、二〇〇二年ですのもう一〇年近く前の文章になります。日本まで著者その他の大学関係者が唱えてきた大学アーカイブス論は、沿革史編纂作業始末論という趣を持っています。だが、現在および将来の大学アーカイブス論は、とりもなおさず大学改革論であり、また個別大学がサバイバルを越えて大学らしく発展するための提案である」と言われています。そうなりますと、単なる沿革史をつくるだけではなく、実際に新しい新時代のアーカイブズというものができてきたのではないかと思います。現在大学が抱えている問題を解決するためには、大学アーカイブズが必要なんだという提言でございます。

きょうお招きいただいた南山大学の史料室にさきほど案内していただいたんですが、詳しくは承知しておりませんが、ホームページを見ると、「年史編纂を直接の契機としない設置（学内業務文書の保管の在り方から設置が議論される）」と書かれています。それは学内の事務の効率化などというところからの発想だったのではないかと思います。私がいま関わっている大阪大学も、年史編纂とは関係なくアーカイブズをつくらうということ、新しいきっかけによるアーカイブズではないかと思えます。

三 あると便利な大学アーカイブズ—その目的と意義—

次に、「三 あると便利な大学アーカイブズ—その目的と意義—」に入っていきたいと思えます。新しい時代の大学アーカイブズにはどういう目的や意義があるのだろうかということを考えてみたいと思えます。さきほどは「なければならぬ大学アーカイブズ」と少し肩肘を張った表現をしたんですが、このタイトルは「あると便利な」というようにちよつと柔らかくしてみました。「あると便利な」と言ったのは私ではなく、これも人の言説の引用ですが、それは後ほど御紹介します。誰にとって便利なのかというのは研究者、例えば大学史や歴史研究者、大学の歴史に関する資料というのは、大学史とか科学史といった歴史学に限定されずに研究する上ではいろいろな分野で便利かなと思いますし、情報公開を求める人にとっては資料が現用文書であるのか、アーカイブズにあるのかというのは大した問題ではなく、その大学の情報そのものが欲しいわけですから、そういう人にとっても便利だろうし、大学の構成員にとっても非常に便利だろう。その中でも、特に事務職員の人にとっては先例を参照するときなどは非常に便利だろう。事務にとつて便利だというのは、一つのキーワードかなとは思いますが。

では、いま私に関わっている大阪大学図書館はどういうものを目指そうとしているのかということを具体的に紹介しておこうと思います。目的を四つほど掲げています。一つ目に、大学史編纂などのため資料整備を進め、大学史をはじめ広い意味での歴史研究を支援すること。二つ目に、大学の歴史や理念を明らかにすることにより、教員・職員・学生に対しては、当該大学に在籍することの意義を認識させ（アイデンティティの確立）、社会に対しては、大学の活動の軌跡をアピールすること、総じて大学広報の窓口の一つとして機能すること。三つ目に、組織記録を適切に保存し、公的機関として過去の事象についても将来にわたつて社会に対する説明責任（アカウンタビリティ）

を果たすこと。四つ目に、文書廃棄やそれに伴う文書収納スペースの削減を推進することによって、文書管理の効率化を進め、事務合理化を推進すること。以上の四つの中でどれが大事なのかと言われたときに、一や二よりも三や四のほうを重視しましょうということやっております。

阪大の個別の問題から、次は一般論にもついでいって、大学の外に対してと大学の内に対してどういう意義があるのかということを考えてみたいと思います。対外的意義については、参考文献のところに挙げておりますが、私は「大学アーカイブズの社会的使命」という研究報告をして、それを活字にしたことがございます。それはまさに対外的意義なんです、その中の結論めいたところでは、「大学アーカイブズは、『機関アーカイブズ』としての役割を果たさなければならず、法人文書を整理・保存し、公開する、すなわちそれらの資料へのアクセスを提供することによって社会へのアカウントビリティを果たすことが大学アーカイブズの社会的使命である」と書いております⁹⁾。これはさきほどの阪大の目的でいうと、三番目の目的に合致するところだろうと思います。

そのほか、学外の研究者の研究を支援するということでも当然役に立つであろう。阪大の目的でいうと、一番目に該当するところです。大学の情報を自ら発信していく、いわば大学の広報機関としての役割もあるだろう。目的の二番目で言っていたところの意味もあろうかと思えます。

一方、大学という組織にとつても意義はあろうと思います。一つは、建学の精神の確認等を通じてアイデンティティの確立をするということです。阪大の目的でいくと二番目ということになります。ただ、注意しておかないといけないのは、大学のアイデンティティというのは事実と関係ないところで勝手につくられていってしまいます。詳しくは述べませんが、いま一般的に大阪大学の起源はどこにあると言われているかというところ、江戸時代までさかのぼってしまっています。懷徳堂や適塾というところです。歴史的事実としてそういうことはありません。大阪帝

国大学ができたときにそんなことを言っている人は誰一人としていなかったんですが、だんだん歴史がさかのぼっていつてフィクションをつくり上げてしまいます。⁽¹⁰⁾ そういうところにも、アーカイブズの資料によってフィクションではなく正確な情報を伝える必要があるのではないかと思っています。

それと共に、これが大きいとは思いますが、事務の効率化ということです。阪大の目的でいうと四番目に書いていた事柄です。これは公文書管理法の衆参両院の付帯決議でも同様の趣旨のことが述べられていて、「公文書管理の改革は究極の行政改革である」ということです。文書管理を改革していくことは、その仕事の仕方や仕事に対する意識の持ち方までをも変えることにつながるということです。

また、寺崎さんが言われていたように、大学改革への貢献や、大学を今後どう経営するかというときの知恵袋にもなるだろうと思います。私のかつての上司ですが、広島大学の文書館長をしている小池聖一さんは、大学アーカイブズは大学のシンクタンクの役割も果たすことができるということを提言されています。⁽¹¹⁾ 実際には難しいところもあるでしょうが、そういうところまでも視野に入れることが学内的にはアピールのしどころではないかと思っています。

それと共に、大学史の編纂というのは二五年ごとや五〇年ごとになされるであろうと思いますので、そのときに編纂ができない状況にはならないようなきちんとした資料保存しておく必要もあろうかと思っています。

その下にちよつと長い文章を書いております。桑尾光太郎さんが学習院のことについて書かれた文章です。学習院ではいま学習院アーカイブズ準備室が存在していて、来年四月に学習院アーカイブズという組織が立ち上がります。その実務を担当されている方が、「アーカイブズとは、社会的責任や建学の精神の継承・情報公開への対応云々より以前に、あると便利だから設けるのである」と言われています。⁽¹²⁾ 確かに「あると便利」。まずはこういう

意識をみんなに持ってもらうことが大事だろうと思います。そういうことを体験してもらうと、あると便利じゃなく、アーカイブズがないと不便で仕事ができないというようになるところまで持つてこられるのではないかと思います。そうすると、「なければ困る・なければならぬ大学アーカイブズ」ということになっていくのではないかと思います。

四 大学アーカイブズの現在（いま）

「四 大学アーカイブズの現在（いま）」というところで、これまでのことを簡単にまとめておきたいと思います。国立大学のアーカイブズは、さきほど情報公開法が一つの大きな契機になったと申しましたように、法人文書、事務文書を核とするというのが一つの共通理解となっているかと思えます。「はじめに」のところでお話しした機関アーカイブズと収集アーカイブズでいくと、機関アーカイブズが中心であって、そこは絶対外せない点であるというのは同意されているかと思えます。一方、私立大学は、南山大学ではそういう議論もあったようですが、それぞれの大学によっていろいろです。創設者の顕彰が第一の組織というのもありますし、歴史研究が第一の組織というのもあります。私立大学には公文書管理法は適用されませんが、やはり大学というのは社会にとって公的な存在ですから、社会に対する説明はきちんと果たさなければならぬし、それは機関アーカイブズとしての役割がなければ果たし得ないと思えます。今後は、私立大学も機関アーカイブズの方向性に向かつていくのではないかと思えます。

そういう大学アーカイブズの理念として、その到達点というか、最初に提唱されたのが、西山伸さんという京都

大学・大学図書館の方です。西山さんは「現在に至る大学の機関としての営みを表す記録を適切に管理することで、大学内外の研究・教育および大学の管理運営に寄与し、そのことを通じて社会に貢献すること」と言われています。⁽³⁾私もこの見解には大賛成ですし、これまでに書いた論文でもそれに賛成してきました。ただ、具体的な各論になっていくと、西山さんの言う大学の機関としての営みを表す記録が一体何なのかというところについては少し見解が分かれるところもありますが、それは後ほど述べさせていただきますと思います。

大学アーカイブズが対象とする資料は、法人文書、事務文書。それと、例えば自己点検・評価報告書とか、教務関係であればシラバスや学生便覧とか、大学の公報誌などの学内刊行物も実は大学の姿を的確にとらえてくれています。利用者のユーザーからすると、この刊行物を繰って調べるとそれで目的が達成されるということも多々あります。これを体系的に集めることは非常に重要かと思っております。それと共に、個人文書、例えば何々先生が持っていたその大学に係る資料ということで、三区分ぐらいにできるのではないかと思えます。

私は三区分にしたんですが、南山大学史料室のホームページを見ると、収集対象は大学業務文書と大学史資料の二本立てになっています。学内刊行物というのは大学の業務文書の派生したものとも考えられますので、私が言う三つと南山大学が言われている二つとは大した違いはないのではないかと思っております。

さきほど紹介した論文でも述べましたが、私は大学アーカイブズには機関アーカイブズと収集アーカイブズの両方が必要なのではないかと思えます。大学の事務文書や刊行物を体系的に集める。それと一緒に教職員や学生も含めて個人や団体からも集める。大学関係周辺ですと、もしかしたら教職員組合や生協なども関係してくるかもしれません。そういう存在であることが必要ではないかと思えます。しかし、私の頭の中で一番アピールするのはここだろうということになると、やはり事務文書をきちんとケアするのが一番大事だろうと思っております。大阪大学

でもそのように考えています。そのためにはやはり公文書管理法をきちんとクリアしなければいけない。それが新時代への第一歩であろうと思っております。

五 ブラックボックスを開ける―更なる「新時代」に向けて―

次に、「五 ブラックボックスを開ける―更なる『新時代』に向けて―」というタイトルをつけました。基本はさきほどまで述べたことですが、大学アーカイブズのやることはそれにとどまらず、幅広いのだということを言いたいと思います。実は、これは大阪大学では多分無理だろうなということも入れております。しかし、そういうことも視野に入れておいたほうがいいのではないかとということです。

一つは、「教育研究」の実態ということです。最近では大学の目的に社会貢献を入れることもあります。大学が「教育研究」機関であることは間違いないと思います。大阪大学はどういう大学であるか、南山大学はどういう大学であるかということは、結局はその大学でどういう教育なり研究が行われているかということがわからないことにはいけないのではないかと。ということは、大学アーカイブズでもそれがわからないといけないのではないかと思っています。

しかし、教育とか研究というのは教員の自由な意志の下で行われるものですから、組織としてなかなか把握できないということもあります。私は、大学アーカイブズについて『教育研究』機関である大学のアーカイブズが『教育研究』に関するアカウントビリティを果たすことは、必要不可欠であり、そのために『教育研究』に関する資料や情報を集積する必要がある」というようなことを述べたことがあります⁽¹⁴⁾。これについてはこの会場

にいらっしやる方の中でも異論があるかもしれません。「教育研究」と一括りにしていますが、教育と研究は分けなければいけないのではないか。教育というのは規則とか規定にのっとって、さきほどの西山さんの言葉で言えば、組織としてやっていることだから教育は対象だけでも、研究は研究者個人がやっていることだから対象ではないというような理解をなされる方もいらっしやいます。しかし、私は「教育研究」を通じて資料や情報を集めておかなければいけないのではないかと思います。

そこで考えてみますと、大阪大学には教員が三〇〇〇人位います。そうすると、その人たちが日々やっていることをすべてフォローできるのか、資料まで集められるのかというと、とてもじゃないですが、そんなものを集め始めたらずぐ収蔵庫がパンクしてしまいます。それは明らかです。そこら辺が私の中ではジレンマとしてあるんですが、やはり教育なり研究なりというのは、大学アーカイブズで発信していかなければいけない情報であろうと思っております。この南山大学の永井先生も大学アーカイブズでは「教育研究」資料の収蔵はやるべきだというお考えで、⁽¹⁵⁾南山大学史料室では「教員が個人で管理していた業務文書（教育研究を含む）を積極的に受け入れている」⁽¹⁶⁾そうでございます。

次に、「(2) 学園（法人）・附属（併設）校」と書きました。南山大学にお招きいただくということで見てみましたら、南山には学園の史料室と大学の史料室という二つの史料室があると教えていただきました。これはレアなケースではないかと思うので実態についてより詳しく教えていただければと思います。南山学園の中には南山大学だけでなく、小学校もあれば中学校もあるし、高等学校もあるということです。ここで私が言いたいのは、小学校、中学校、高校、南山の場合は附属高校という言い方をされているかどうかは知りませんが、いろいろな大学で附属高校を持っている場合があります。私の所属している大阪大学には附属高校はありませんが、附属の学校のこ

とをどうするのかというのが、一つ問題になろうかと思えます。

そもそも、学校の文書というのはきちんと管理されていません。組織的に文書が管理されているのではなく、先生方が個人的に授業の傍らそういう文書を管理しているという問題があるかと思えます。そういうことが情報公開の研究でいろいろ言われているようです。最初に私は広島大学にいたと言いましたが、広島大学は附属が幼稚園から高等学校まで一一もあります。私が広島大学にいたときには、この附属学校の文書がきちんと移管されるというところまでは持っていけませんでした。しかし、その後、元同僚や私の後任の人たちが努力してくれて、だんだん移管が進んでくるようになったと聞いています。いずれにしろ、こういう小中高等学校もその学園なり法人を構成している一環ですから、そのケアも必要だろうと思えます。県立の高校の文書が県立の公文書館に移管されているのかと言われると、実態としては移管されていないのがほとんどであって、こちら辺などは大学アーカイブズだけではなく、公立のアーカイブズにとつての課題でもあるかと思えます。

次に、「(3) 医学部・附属病院」と書きました。大阪大学には医学部も附属病院もございます。例えば、カルテがあります。カルテは、規定上は法人文書ですので保存年限があります。保存年限が終わった後はアーカイブズへ移管されるはずですが、そういう移管が行われている大学を私は聞いたことがありません。大濱徹也さんという筑波大学の名誉教授で国立公文書館の理事もされ、いまは特別参与という肩書の方ですが、大学アーカイブズが医療情報を管理することは大事だと言われています⁽¹⁾。しかし、実際にそんな病院の文書を、国立大学の文書館で一番多い人員がいるのは東北大学と京都大学でそれぞれ三人という小規模なところがケアできるのかというと、全然できないと思います。ただ、大濱さんのような提言を頭の片隅に置いておく必要はあるのではないかと思えます。そういうことを実現するためには、いままでの大学アーカイブズの在り方は大きく変わる必要があるであろう。それこ

そお医者さんに入ってもらって、医療情報がきちんとわかる人がスタッフにいないと、これへの対応は非常に難しいだろうと思います。歴史家出身の「ベイビー・アーキビスト」だけでは対処できません。

次に、「(4) 学生の存在」と書きました。学生がいるということが大学の最大の特徴であって、企業や国・都道府県と大きく違うところだと思います。大学がつくっている事務文書のみですと、この学生がどういう存在であるのかということがなかなかフォローできないと思います。そこをきちんとフォローしていく必要もあるのではないかと思います。そのために、一つの手段としてオーラルヒストリーなどというものも有効な手段ではないかと思えます。時間の関係もありますので、「(5) オーラルヒストリー」というところは省略いたします。

六 「新時代」における大学アーカイブズでの教育研究

最後に「六 『新時代』における大学アーカイブズでの教育研究」、別に新時代を取ってもいい内容しか書いていませんが、いままで大学アーカイブズがどんな資料を集めるのかということをお話ししてきましたが、ここでは、大学は「教育研究」機関ですので、その「教育研究」機関の一つの組織である大学アーカイブズではどういう「教育研究」をするのだろうかということをお話をしたいと思います。きょうもお越しになっていますが、愛知医科大学の山口（拓史）さんに以前こういう質問をされたことがあります。レジユメに書いている文章は私の研究発表に対する山口さんの御意見でございます。かいつまんでいうと、行政や企業のアーカイブズとは違った「教育研究」をどんどんやっていける存在が大学アーカイブズだろうということです¹⁸。ただ、私はそれに対する答えをいまだに持ち合わせておりません。答えにならないんですが、いま考えていることをこれからお話しさせていただきます。

きたいと思っています。

そもそも行政とは違うというんですが、行政のアーカイブズではどういことが行われるのか。公文書館法という法律を見ておこうと思います。「公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする」ということで、調査研究を行うと言われています。公文書館法解釈の要旨というものが内閣官房副長官通達として出されていて、「『これに関連する調査研究』とは、『歴史資料として重要な公文書等に関連する調査研究』のことであるが、それは単なる学術研究ではなく、歴史を後代に継続的に伝えるためにはどのような公文書等が重要であるかという判断を行うために必要な調査研究が中心となるものである」と言われています。どういう公文書が重要であるかということを評価して選別する。評価選別という言葉を使いますが、それを調査研究することが大事だというのが公文書館法の趣旨です。ただ、実際の公文書館でもそれだけにとどまらず、資料の保存をどうするんだとか、その地域の歴史研究なども行われています。

では、大学ではどうなのかということですが、一応、私の肩書は教員に属しています。大学の職員としては、教員と事務職員、それと国立大学の場合、昔は技官とっていましたが、技術系の職員の方がいらっしやるのではないかと思います。その教員としてアーカイブズに関わるという立場なので、私に則して考えさせていただきたいと思っています。

教員であることとアーキビストであることとはどう整合性をとっていったらいいのだろうかというのは、私もかねがね悩んでいるところで、なかなかその答えが出てきません。またまた法律に戻ってみると、学校教育法では教員についてどう書いているかというところ、「教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」とあります。私はい

ま講師という肩書です。「講師は、教授または准教授に準ずる職務に従事する」ということです。やはり教育と研究に関わらなければならない存在であるということです。私は大阪大学文書館設置準備室講師というのが肩書ですが、この中には三つの私がいると思います。アーキビスト、文書館の設置準備をする実務者としての私、それと大学の教員ですから「職業的」研究者としての私、職業的と書きましたがそれを生業としているという意味です。また「職業的」な教育者としての私という、三つの側面があります。

そもそも私が採用された大阪大学文書館設置準備室の講師の公募については、条件が二つありました。一つは、「修士の学位を有する者（専攻は問わない。）又はそれに相当する能力を有する者」ということで、私は修士の学位は持っていますので、パスです。もう一つは、「文書館学に造詣が深い者、もしくは文書館ないしそれに類似する機関で二年以上の実務の経験がある者で、『大阪大学の歴史』等に関する講義を担当できる者」という条件が付されていました。文書館学に造詣が深い者ということとは文書館学、アーカイブズ学の研究をきちんとしている者、研究者としての存在である。実務の経験がある者というのは実務者としての存在。大阪大学の歴史等に関する講義を担当できる者というのは教育者であるということです。すなわち、研究者もしくは実務者であって、なおかつ教育もできる者が求められていたわけです。

次に、大阪大学文書館設置準備室設置要項^⑩を掲げていますが、それは実務者としてやることです。それ以外に、きょうもその一環かもしれませんが、いろいろな学会などで報告したり研究論文を書くというのは研究者としてですし、大阪大学の歴史等に関する講義を担当できる者という条件が付されていたように、「大阪大学の歴史」などという講義をやっております。

大学アーカイブズでは、私もやっておりますように、いわゆる自校史教育と呼ばれる自分の大学に関する歴史の

教育は盛んに行われておりますが、今後大学アーカイブズがなすべき教育は記録管理学なりアーカイブズ学の教育であると思います。公文書管理法という法律の精神にあるように、公文書は国民の共有の知的資源であるというような意識も大事だと思いますし、文書をどうつくってどう管理するかというのは、公務員であろうと企業であろうと文書をつくらずに仕事ができるわけではありませんから、社会人としての基礎教育でもあると思います。名古屋大学ではもう数年にわたって取り組みまれていると思いますが、自校史教育以外のこういった教育方面に進出すべきではないかと思えます。

三つの存在、実務者、研究者、教育者としての私がいると言いましたが、一番大事なのはやはり実務であろうと思います。実務あつてこそその研究であり、それを踏まえての教育であろうと考えております。ただ、気をつけなければいけないのは、研究をする上で資料を独占的に使うことは絶対してはいけないことであろうと思います。そういうのはやはりアーキビストとしての倫理をきちんと踏まえた上で行わなければならないと思います。その上で、大学アーカイブズの教員は、アーカイブズ学の研究の担い手となる可能性があると思います。その研究を通じて新たな教育も行う。そういうことで新時代のアーカイブズを築いていく。大学に限定されずにそういうことをやる可能性を持っている存在であろうと思います。では、教員ではなくて職員の場合はどうかと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、基本的には同じだろうと思えます。ただ、教育への関わり方が主体的にはなく、教員の補助というような形になるかと思えますが、そこで教員であるか職員であるかは分けることもないのではないかと思います。

おわりに

時間も迫ってまいりましたので、「おわりに」に入ります。きょうの講演は「大学アーカイブズ『新時代』」というタイトルをつけました。講演タイトルに困って苦し紛れにつけたようなところがあるんですが、話を考えてみると、本当にいまは「新時代」なのかなというような気がします。最初にアーカイブズの認知度がまだ低いと言ったように、「新時代」に入る前の「旧時代」かもしれません。まずは機関アーカイブズの機能を果たして、その重要性を周知させることが大事なのではないか。まだ基本ができていない段階ではないかと思えます。

でも、事務文書にだけしびみつくというか、機関アーカイブズだけに専念していると、大学という教育研究機関のアーカイブズとしてはやはり不十分であろうと思えます。私自身はできないでしょうが、今後の課題みたいなことで何点か指摘しましたが、そういう「新時代」を展望しないことには一般に認知される大学アーカイブズの時代は到来しないのではないかと思います。

また、大学のアーカイブズから日本のアーカイブズ学が発展する可能性を少し指摘しましたが、大学アーカイブズには無限の可能性があると私は思っております。私どもの日ごろの小さな実践の積み重ねが、日本にアーカイブズ文化を定着させ発展させる可能性があるのでないか。ぜひそういう時代を築きたいという私の希望を述べまして、きょうの話を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

- (1) 中島康比古「どんな勉強をしたら、アーキビストになれるか?」『レコード・マネジメント』五五、二〇〇八年。
- (2) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会監修・文書館用語集研究会編、大阪大学出版会、一九九七年。
- (3) 古賀崇「日米のアクセスを比較して」小川千代子・小出いずみ編『アーカイブへのアクセス—日本の経験・アメリカの経験—日外アソシエーツ、二〇〇八年。
- (4) 菅真城「公文書管理法と国立大学法人」『大阪大学文書館設置準備室だより』五、二〇〇九年、http://www.osaka-u.ac.jp/jp/facilities/archives/oua_letter05.pdf。
- (5) 岡本信一「公文書管理『新時代』における専門的人材の育成に向けて」『アーカイブズ学研究』一一、二〇一〇年。
- (6) 桑尾光太郎・谷本宗生「大学アーカイヴズのあゆみ」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイヴズ』京都大学学術出版会、二〇〇五年。
- (7) 寺崎昌男「大学アーカイブズと大学改革」『大学教育の可能性—教養教育・評価・実践—』東信堂、二〇〇二年、初出二〇〇一年。
- (8) <http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/archives/shiryo/index.html>。
- (9) 菅真城「大学アーカイブズの社会的使命」『研究叢書第一—号 大学史の社会的使命—二〇〇九年度全国研究会の記録 於：國學院大學—』全国大学史資料協議会、二〇一〇年。
- (10) 菅真城「国立大学に建学の精神はあるのか?—広島大学、大阪大学の場合—」『広島大学文書館紀要』一〇、二〇〇八年。
- (11) 小池聖一「独立行政法人下の大学文書館」『九州大学大学史料室ニュース』一七、二〇〇一年。
- (12) 桑尾光太郎「学習院アーカイブズの試み」『大阪大学文書館設置準備室だより』六、二〇一〇年、http://www.osaka-u.ac.jp/jp/facilities/archives/oua_letter06.pdf。
- (13) 西山伸「京都大学大学文書館—設置・現状・課題—」『研究叢書第三号 大学アーカイヴズの設立と運営—二〇〇一年度総会および全国研究会の記録 於：神奈川大学—』全国大学史資料協議会、二〇〇二年。
- (14) 菅真城「自己点検・評価」『教育研究』と大学アーカイブズ』『アーカイブズ学研究』八、二〇〇八年。
- (15) 永井英治「アーカイブズの収蔵対象」『アルケイアー記録・情報・歴史』三、二〇〇九年。
- (16) <http://www.ic.nanzan-u.ac.jp/archives/shiryo/index.html>。
- (17) 大濱徹也「大学アーカイブズが問われること」『アーカイブズへの眼—記録の管理と保存の哲学—』刀水書房、二〇〇七年、初出二〇〇五年。
- (18) 「総括討論 テーマ：大学史の社会的使命」『研究叢書第一—号 大学史の社会的使命—二〇〇九年度全国研究会の記録

- 一一号 大学史の社会的使命―二〇〇九年度全国研究会の
記録 於：國學院大學―『全国大学史資料協議会、二〇一〇年。
(19) <http://www.osaka-u.ac.jp/jp/facilities/archives/now91.html>。